

第3節 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消

〈主な指標と最新実績〉

再生可能エネルギー導入量（2019[令和元]年度）： 56億kWh/年
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量（2020[令和2]年次）：148,000m³

第1項 地域における自立分散型電源の普及推進

1 再生可能エネルギーの導入目標 【気候変動対策課】

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

群馬県は、日照時間が長く、水資源や森林資源に恵まれている特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を推進してきました。

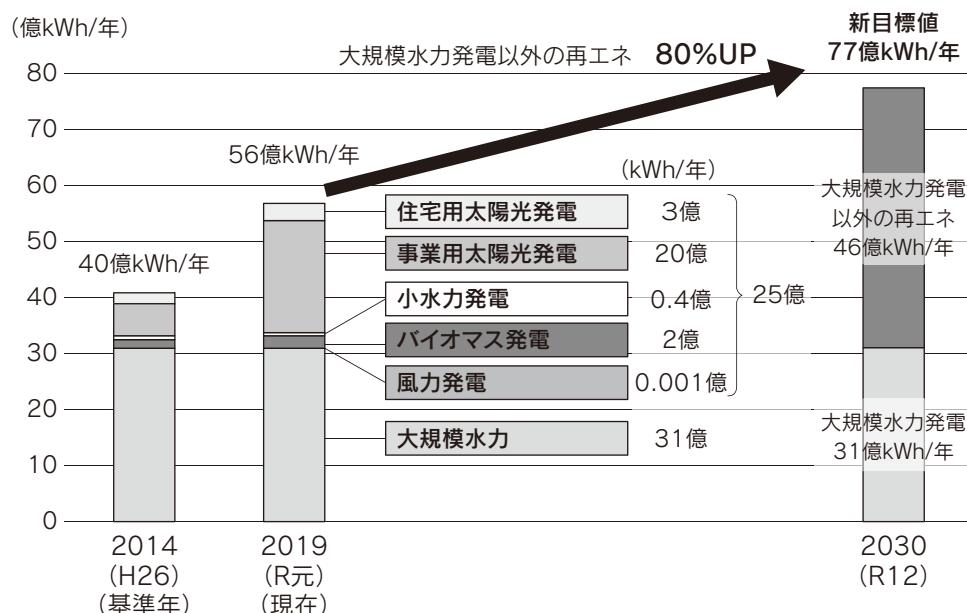
本県における、固定価格買取制度の対象とならない大規模水力発電設備や、認定を受けていない公共施設などの発電設備を加えた再生可能エネルギーの導入量は、2019（令和元）年度末現在、年間約56億kWh（キロワットアワー）と推計され、群馬県再生可能エネルギー推進計画（2018-2020）の目標値（年間約52億kWh）を達成しています。

(2) 導入目標

「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」において、2030（令和12）年度における再生可能エネルギーの導入目標を77億kWh/年と定めました。大規模水力発電を除く再生可能エネルギーの発電量は46億kWh/年で、2019（令和元）年度と比較し、8割増加させるものです。

本県が目指す将来像として、地域の特性に応じたエネルギーシステムの構築による「エネルギーの地産地消」と「自立分散化」を掲げ、再生可能エネルギーの導入を進めます。

図2-1-3-1 再生可能エネルギーの導入目標



2 / ぐんま再生可能エネルギープロジェクトの推進 【気候変動対策課】

(1) ぐんま再生可能エネルギープロジェクト

「ぐんま再生可能エネルギープロジェクト」は、①本県の豊富な再生可能エネルギー資源をフル活用し、エネルギーの地産地消・自立分散化を進めるとともに、②水素社会の実現により、低炭素で安全安心な地域づくりを推進する取組です。このプロジェクトにより、「ぐんま5つのゼロ宣言」の「温室効果ガス排出量ゼロ」及び「災害時の停電ゼロ」の実現を目指します。

(2) エネルギーの面的利用

県では、電力システム改革の一環として国が進めている次世代型の電力供給の仕組みにも取り組んでいます。

2019（令和元）年度から、地域の再生可能エネルギーを活用し、災害等による停電時に自立し

て電力を供給できる「地域マイクログリッド」の構築に向けた検討を開始しました。

2020（令和2）年度には、県と上野村、民間事業者が連携して地域マイクログリッドの構築に向けたマスタープランを策定しました。

都道府県が関与する全国初のモデルであることから、「上野村モデル」として、県内全域に展開します。

エネルギーの面的利用では、「地域マイクログリッド」に加え、「仮想発電所：バーチャルパワープラント（VPP）」に取り組みます。

県では、「ぐんま5つのゼロ宣言」の「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」を実現するため、地域の再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドや、VPPの構築によるエネルギーの面的利用を推進します。

第2項 太陽光発電の導入促進

1 住宅用太陽光発電設備・蓄電池等導入推進

【気候変動対策課】

本県は、年間の日照時間の長さが全国上位で、太陽光発電に適した地域です。

県は、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ」を宣言し、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいます。その一環として、太陽光発電設備等の設置に対する住宅所有者の初期費用の負担軽減を目的として、次の事業を実施しています。

(1) ぐんま住宅用太陽光発電設備等初期費用0円事業

本事業は、太陽光発電設備等の導入時の初期費用のハードルを下げ、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を促進することを目的に、太陽光発電設備、蓄電池、V2H^{*1}及び電気自動車を県内住宅に初期費用なしで導入する事業プランを事業者から募集し、当該事業プランを県がホームページ等で紹介するものです。

2020（令和2）年度は、2021（令和3）年度の事業開始に向けて、他自治体の類似事業に関する情報収集や事業者との共創を行い、具体的な事業内容等を検討しました。

(2) 太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業

本事業は、県と協定を締結した支援事業者が、住宅用太陽光発電設備及び蓄電池等の購入希望者を募り、一括発注し購入することで、スケールメリットを働きかせ、設備導入時の初期費用の低減を図る取組です。

2020（令和2）年度は、2021（令和3）年度の事業開始に向けて、支援事業者の募集及び選定を行いました。

(3) 住宅用太陽光発電設備等導入資金

本事業は、太陽光発電の導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備を設置する個人を対象とした低利の融資制度です。この制度では、創った電気を自分で使うという「自家消費」目的による導入を積極的に支援するため、太陽光発電設備、蓄電池やV2H^{*1}を設置する場合を対象としています。2020（令和2）年度は12件の融資認定を行い、導入を支援しました。

(4) 今後の展開

県では、これらの取組を工場・事業場に対象を広げ、屋根置き太陽光発電設備の導入を進めます。

2 太陽光発電支援産業育成推進 【気候変動対策課】

2012（平成24）年に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度の後押しもあり、県内には多くの太陽光発電設備が設置されています。

県では、太陽光発電設備による長期安定的な発電の確保を図ることを目的に、発電設備の保守点検の必要性を啓発するとともに、県内事業者による保守点検の実施体制の整備に取り組んでいます。

(1) 太陽光発電保守点検事業者のデータベース作成

発電事業者に県内の保守点検事業者の一覧を提供する仕組みを構築するため、保守点検事業者登録制度を運用し、県ホームページに保守点検事業者の情報を公開しています。

(2) 再生可能エネルギーセミナーの開催

太陽光発電事業者及び太陽光発電設備の設計施工や保守点検に携わる事業者を対象に、FIT制度（再生可能エネルギー固定価格買取制度）の見直しに関する最新の検討状況や今後の方向性について解説するオンラインセミナーを開催しました。

(3) 広報・啓発

県ホームページにおいて、太陽光発電に関する情報を集約し、固定価格買取制度の改正に関する情報や太陽光発電の設置に係る関連法規、各研修会の開催案内などを掲載しました。

*1V2H (Vehicle to home)：電気自動車から家庭に電力を供給するコンバーター。

第3項 水力発電の導入促進

1 小水力発電に係る調査支援 【気候変動対策課】

利根川の水源を持ち、首都圏の水がめとして豊富な水資源に恵まれていること、山間部には急峻な地形が広がっていることなどを背景に、本県では古くから水力発電所が数多く造られてきました。

小水力発電は、周辺への環境負荷が小さく、低落差、小水量でも発電が可能なことから、山間部の小河川や平地の農業用水路などへの導入が期待されています。

(1) 有望地点調査

小水力発電を導入するためには、発電に適した場所の選定と設置費に見合った発電量が見込めるかどうかの判断が重要です。

県では、民間企業等による事業化検討の一助となるよう、2016（平成28）年度に県内に多数ある砂防堰堤の落差を利用した小水力発電の可能性について調査を行いました。2017（平成29）年度に売電による概算収支を試算した小水力発電モ

デルを公表し、この調査結果を活用して事業者に対する情報提供を行っています。

(2) 事前調査費の補助

2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までにかけて、小水力発電を導入しようとする市町村や非営利団体に対し、事前調査費を補助しました。この補助制度を活用した6か所の小水力発電所が運転を開始しています。

(3) 小水力発電導入に向けた取組

小水力発電の事業化に向けては、事業採算性の問題、利害関係者との調整や「河川法」などの法手続に時間を要するなどの課題もあることから、引き続き、技術的な助言、活用できる国の補助金や県の融資制度についての情報提供、関係機関の案内等の支援を行います。

2 中小水力発電の可能性調査、設計、建設

県企業局は、「水力発電の導入促進」と「県内エネルギー自給率の向上」に寄与するため、中小水力発電所の建設に向けた取組を行っています。

(1) 新規発電所の建設

ア 霧積発電所

1975（昭和50）年に群馬県により施工された既設ダム「霧積ダム」の放流水を有効活用した、「霧積発電所」の建設を行います。

ダムの既設放流管を延長し、ダム直下右岸側に建設する発電所まで導水して発電する計画です。

イ 新規水力発電への取組

新規水力発電の候補地における現地調査や河川の流量観測を継続します。その中で、事業化の可能性が高い地点から、開発に向け、設計及び各種手続きを行います。

【(企) 発電課】

(2) 既設発電所のリニューアル

開発から50年以上が経過し、老朽化が進行している既設の発電所について、施設の長寿命化と発電電力量の増加を目指して、四万発電所、白沢発電所及び関根発電所のリニューアルを行います。

第4項 木質バイオマス等の利用推進

1 / 木質バイオマス利用促進施設等の整備支援 【林業振興課】

森林は、伐採した後、苗木を植えるなどして育てるとまた森林にもどる再生可能な資源です。この森林資源は、建築用材に利用されるほか、チップやペレットにも加工され、これを利用した発電や熱などへのエネルギー利用が進められています。

チップなどに利用される木材は、建築用材に利用できず、曲がった丸太などの低質材です。また、この低質材は建築用材に比べ安い価格で取引され

ているため、効率的な収集・運搬が必要です。このため、森林作業道や林業機械の整備に対して支援しています。また、大型トラックに積み替える中間土場の整備やチップやペレットの生産施設の整備を支援し地産地消を推進しています。

2 / 廃棄物処理施設における発電設備の導入促進 【廃棄物・リサイクル課】

生ごみ等の焼却熱を利用した廃棄物発電について市町村等による廃棄物処理施設の整備に当たり発電施設の導入が円滑に行われるよう、循環型社会形成本付金等を活用し必要な支援を行います。

そのため、2020（令和2）年度は「群馬県一般廃棄物処理広域マスタートップラン」に市町村等の廃棄物処理施設における発電施設の導入促進について追加しました。

第5項 再生可能エネルギー導入促進のための支援

1 / 革新的環境イノベーションコンソーシアム 【気候変動対策課】

県庁舎32階の官民共創スペース「NETSUGEN」を活用し、地域の再生可能エネルギーや新技術の導入促進と地域の課題解決を同時に実現する異業種交流の場を創出します。これにより、水素の利活用を含めた、技術革新による新たなビジネスモデルを構築・支援します。

具体的には、コンソーシアムの会員として地域の再生可能エネルギーや新技術の導入促進に関心のある企業、自治体、支援機関、金融機関等に参加を促し、事例発表や勉強会、意見交換会、先進地視察等を実施します。

2 / 再生可能エネルギー発電に係る市町村等への技術支援 【(企) 発電課】

県企業局は、地域における再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市町村等が取り組む小水力発電等に対して、技術的内容及び事務手続き等について助言や相談に応じるなどの協力や支援を行っています。

表2-1-3-1 技術支援実績

年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	6	6	6	5	2

※具体的な支援内容は、助言、資料(データ)提供、相談等である。